

## 県・市町村担当職員による防災対策研究会設置要綱

### 1 設置

鳥取県西部地震の教訓を踏まえ、市町村の防災体制を整備していくとともに、災害発生時には、県と市町村が円滑な連携のものと的確な初動体制が確保できるような防災対策を構築するため、かかる方策等の調査研究を目的として県・市町村担当職員による防災対策研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

### 2 研究内容

研究会は、次の事項について意見交換及び調査研究を行う。

- (1) 市町村の防災体制（体制、訓練、備蓄等）に関すること。
- (2) 災害発生時における県と市町村の連携に関すること。
- (3) その他防災対策に関すること。

### 3 組織

研究会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 鳥取県危機管理部危機管理政策課長、鳥取県危機管理部危機対策・情報課長、鳥取県危機管理部原子力安全対策課長・鳥取県危機管理部消防防災課長
- (2) 市町村の防災担当課長等

### 4 委員長

研究会に委員長を置く。

- (1) 委員長には、鳥取県危機管理部危機管理政策課長をもって充てる。
- (2) 副委員長には、鳥取県危機管理部危機対策・情報課長をもって充てる。

### 5 会議

- (1) 研究会は委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長が不在の場合は、副委員長が職務を代行する。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

### 6 事務局

研究会の事務局は、鳥取県危機管理部危機管理政策課に置く。

### 7 その他

この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則	この要綱は、平成 13 年 4 月 24 日より施行する。
附 則	この要綱は、平成 16 年 12 月 10 日より施行する。
附 則	この要綱は、平成 18 年 1 月 27 日より施行する。
附 則	この要綱は、平成 24 年 10 月 19 日より施行する。
附 則	この要綱は、平成 26 年 6 月 24 日から施行する。
附 則	この要綱は、令和 3 年 7 月 15 日から施行する。
附 則	この要綱は、令和 5 年 8 月 31 日から施行する。